

# 博士論文（要約）

## 離脱研究の観点からみた再犯防止対策の課題と展望 —「関係性モデル」による社会復帰支援の可能性の検討—

令和4年3月

中央大学大学院法学研究科刑事法専攻博士課程後期課程

山梨 光貴

### 1. 論文の構成

本稿の構成は、以下のとおりである。

#### 序 章

#### 第1章 社会復帰が困難な人たち

##### 第1節 「葛藤」を抱える再犯者？

第1款 わが国の再犯の特徴

第2款 再入受刑者の前回入所時の決意

##### 第2節 「孤独」な受刑者？

第1款 様々な生活ニーズを抱える受刑者

第2款 「頼れる人」がいない受刑者

##### 第3節 「孤独」を解消することの必要性

#### 第2章 新しい社会復帰モデル？

##### 第1節 従来の図式：医療モデルとリスクモデル

第1款 医療モデル

第2款 リスクモデル

第3款 両モデルの共通点と限界

##### 第2節 第三の視座？：離脱研究

第1款 伝統的な理論の限界：年齢と犯罪

第2款 長期追跡調査と犯罪（キャリア）からの離脱

第3款 新たな社会復帰モデルの可能性

#### 第3章 調査の概要

##### 第1節 本調査の位置づけ

第1款 先行研究の整理

第2款 質的調査の意義

##### 第2節 調査実施までの経緯

##### 第3節 インタビュー協力者

##### 第4節 「離脱の定義」問題について

## 第4章 結果と考察

### 第1節 結果

第1款 自己紹介での語り

第2款 質問への回答

### 第2節 考察：犯罪からの離脱のプロセス

第1款 多様な当事者

第2款 目標

第3款 ステイグマと「アイデンティティ」

第4款 生活基盤

第5款 規律的生活からの「解放」

第6款 人間関係の広がり

### 第3節 小括

## 第5章 関係性の構築による社会復帰の可能性

### 第1節 関係性の構築と犯罪からの離脱

第1款 犯罪からの離脱と他者

第2款 「重要な他者」

第3款 「重要な他者」としての当事者

第4款 当事者以外の「他者」との関係性

### 第2節 関係性を対象とした社会復帰モデル

### 第3節 若干の提言：A 法人の活動から

第1款 刑事司法システム全体を通じた継続的な交流の必要性

第2款 地域住民の継続的な関与を前提とした対策の必要性

第3款 NPO 法人の法的位置づけの明確化と財政的支援の必要性

## 終章

### 第1節 本稿の要約

### 第2節 残された課題

## 2. 論文の要約

『平成19年版犯罪白書』により、犯罪者全体の3割に満たない再犯者によって犯罪全体の6割近くが行われているということが明らかにされて以来、政府は様々な施策を講じてきた。刑事収容施設法および更生保護法の成立とともに導入された科学的・専門的プログラムである認知行動療法、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008—『世界一安全な国、日本』の復活を目指して」の策定とともに全国に設置された地域生活定着支援センターを実施主体とする地域生活定着促進事業（いわゆる「出口支援」と「入口支援」）、「再犯防止に向けた総合対策」において掲げられた「『居場所』と『出番』の確保」に係る施策（住居と就労の確保）は、その代表例である。

もっとも、再犯の状況を示す指標のひとつである、検挙人員に占める再犯者の割合と入所受刑者に占める再入者の割合は、いまだ高い水準を示し続けており、再犯防止は、今なお、わが国の喫緊の課題である。そして、この事実は、再犯防止についての新たな視点の導入の必要性を物語っている。

本稿は、再犯防止対策に係る「新たな視点」とそれに基づく施策の可能性について、離脱研究の観点から検討を行うことを目的とするものである。

「第1章 社会復帰が困難な人たち」では、再犯と再犯者の実態を把握することを目的として、矯正統計年報を基に2020年の入所受刑者等のデータを概観した。種々の先行研究の結果を踏まえた結果、本稿は以下の考えに至った。

- (1) 受刑者の中には、福祉的、医療的、教育的ニーズを抱えながら地域社会の中で生活しなければならない者が一定数存在しており、それらのニーズが満たされないために日々の生活が立ち行かなくなってしまう、犯罪を繰り返さなければならないような状況が生み出されている。
- (2) 受刑者の中には、生活上のニーズを抱えているにもかかわらず、信頼に基づく関係性を地域社会に暮らす「誰か」と築くことができないまま、「孤独」の中で厳しい生活を余儀なくされている者が存在している。

以上を踏まえ、本稿は、今後の再犯防止対策では、犯罪を繰り返す者の「孤独」を解消していくような施策、すなわち、犯罪を繰り返す者が信頼に基づく関係性を地域社会に暮らす「誰か」と築いていくことで「頼れる人」を見つけることをサポートするような取り組みの必要性を指摘した。もっとも、この指摘はあくまで「原因論」的な仮説にすぎず、受刑者の「孤独」を解消することが再犯防止につながることを示す根拠が必要となる。

「第2章 新しい社会復帰モデル？」では、犯罪学において「人はなぜ犯罪をやめるのか」を明らかにしようとする一連の研究が従来とは異なる新たな社会復帰モデルの可能性を示していることを受け、この新たなモデルが、「孤独」な受刑者の社会復帰をサポートするうえで重要なモデルとなり得るかどうかを検討した。

従来の社会復帰モデルは、医療モデルとリスクモデルに大別できる。医療モデルでは、犯罪（病気）の「原因」を特定してそれを「除去」（治療）することで犯罪者（病人）を社会復帰（快復）させることができるという図式が前提とされる。リスクモデルにおいては、認知行動療法を代表的な手法としながら、可変的な「リスク」を犯罪者自身の力で「コントロール」することで、リスクを犯罪行動として発現させないようにすることが目指される。

これに対し、犯罪からの離脱のプロセスに「客観的な変化」、「主観的な変化」、「社会的文脈の変化」が影響していることを明らかにした離脱研究の知見からは、社会復帰の図式において、犯罪の「原因」や「リスク」への働きかけは必ずしも必要ではないという可能性が指

摘されている。犯罪からの離脱のプロセスが社会的文脈の変化による影響を受けるのであれば、社会復帰の図式においては、個人への働きかけ自体が必要なく、端的に社会的文脈への働きかけのみが必要とされるのかもしれない（社会モデル）。

本稿は、社会モデルが「孤独」な受刑者の社会復帰をサポートするうえで示唆的であると考え、これがわが国でも妥当するものであるのかを検証すべく、また、社会的文脈への働きかけの具体的内容を確定すべく、日工組社会安全研究財団の助成を受けて実施した、受刑経験を有する成人男性5名に対するインタビュー調査等の結果について考察することとした。

「第3章 調査の概要」では、筆者が行った調査が国内の先行研究との関係でどのように位置づけられるのかを確認した後、質的調査を行うことの意義について論じ、調査実施までの経緯と調査協力者の概要について紹介した。

調査は、刑務所出所者等を支援するNPO法人のメンバーに対して、2020年9月～11月にかけて実施した。同法人は、刑務所出所者の生活支援等を行っている法人であり、代表をはじめとする当事者スタッフ数名が在籍しており、その活動を担っている。1年以上にわたる交流と予備調査を経て、インタビュー調査等を実施した。

「第4章 結果と考察」では、インタビュー調査等の結果を概観し、本稿の問題関心と特に関連する回答を中心に考察を行った。本調査からは、以下の6つの点が明らかになった。

(1) 犯罪からの離脱のプロセスは多様であること

一口に「受刑経験を有する当事者」といっても、彼らはそれぞれに異なる外部環境や状況に直面しており、自分が置かれている外部環境や状況をそれぞれに異なるように「解釈」している。

(2) 犯罪からの離脱のプロセスを歩んでいる者は、何かしらの目標を抱いていること

職業に関する目標や希望を抱いていることから、英米の先行研究で指摘されているように、犯罪からの離脱のプロセスにおいて、就職というライフ・イベントに「開かれた状態」(openness)であることや仕事への「愛着」(attachment)がつかなくなっていることが示唆された。

(3) 犯罪からの離脱のプロセスは、犯罪歴というスティグマを「長所」として扱う可能性に気がつくプロセスを含むものであること

「受刑経験を有する当事者」であることによって、地域社会において、対人関係において不快な思いをさせられたり、不利な立場に置かれたりした経験がある者がいる一方で、受刑経験を誰かのために活用したいという意欲をみせるなど「受刑経験を有する当事者」であることをポジティブに捉えている者もいた。英米の先行研究で指摘されているようなアイデンティティの再構築が生じている可能性が示唆された。

- (4) 生活基盤が脆弱な者が犯罪からの離脱のプロセスを歩むためには、きめ細やかなサポートを受ける必要があること

携帯電話や銀行口座など、社会生活を営むうえでの「インフラ」を有しない、あるいは、獲得することが困難な状態で出所後の生活を送らなければならなかった者がいた。彼らはNPO法人のサポートもあり仕事にも従事し、地域社会での生活を継続していたが、社会システムが前提としている「インフラ」を欠いていることにより、われわれが当然に享受している財やサービスへのアクセスが開かれていない状態があるならば、日常生活を送る前提として、それら財やサービスへのアクセスが担保されなければならないことが示唆された。

- (5) 元受刑者が歩む犯罪からの離脱のプロセスは、刑務所内で身に着けた規律的生活から「解放」されるプロセスを含むものであること

刑務所内での生活様式が出所後の日常生活に支障をきたしたエピソードを語った者がいた。かつてフーコー (M. Foucault) が指摘したような「《従順な》身体を造り出す」規律が、わが国の行刑に今なお存在している可能性が示唆された。同時に、上記エピソードを語った者が現在は刑務所内での生活様式から脱却していることもあわせて考えると、犯罪からの離脱のプロセスには、刑務所内で身につけた規律のないし「従属」的生活から「解放」されるプロセスが含まれている可能性が指摘できる。

- (6) 犯罪からの離脱のプロセスは、人間関係の広がりというプロセスを含むものであること

すべての協力者が、現在、NPO 法人を通じて様々なコミュニティとつながっており、それぞれに多様な人たちと交流をもっていることが明らかになった。犯罪を行っていない現在の生活のポジティブな側面として「人間関係の広がり」が語られたことも踏まえると、犯罪からの離脱のプロセスにおいては「人間関係の広がり」というプロセスが、重要な要素として含まれている可能性が示唆された。

「第5章 関係性の構築による社会復帰の可能性」では、上述の(6)の点に特に注目し、「人間関係の広がり」という視点で先行研究を整理することで、他者との関係性の構築による社会復帰という新たな図式を理論的に導出し、その結果得られた新たな社会復帰モデルの観点から再犯防止対策に関する若干の提言を行った。

英米の先行研究を「他者との関係性」という観点から改めて整理することによって確認できるのは、犯罪からの離脱にプロセスを歩んでいる者は、「重要な他者」をはじめとする様々な「他者」との継続的な相互作用を通じた双方向的、互惠的、協働的な関係性の構築というプロセスを歩んでいるということであった。社会復帰のプロセスとは、「支援者—被支援者」といった枠組みを超えた、情緒的、友好的、共感的な関係性をコミュニティの人々と構築するようなプロセスであるともいえる。

社会復帰のプロセスが地域社会の人々と情緒的、友好的、共感的な関係性を構築していくというプロセスを含むものであるならば、社会復帰は「関係性」を「構築」することによって果たされるという図式が導かれる（「関係性モデル」）。「関係性モデル」において目指されるのは、罪を犯した者の「人間関係の広がり」をシステムとしてサポートすることである。それは換言すれば、罪を犯した者と地域住民を「つなげる」ための思考と実践であり、罪を犯した者と地域住民との交流を積極的にするための、いわば「土壌」を、刑事司法システムと地域社会の中に育てていくことが重要となる。

「関係性モデル」の観点からは、わが国の再犯防止対策に関して、少なくとも次の3点を指摘することができる。

#### （1）刑事司法システム全体と通した継続的な交流の必要性

再犯防止対策は、罪を犯した者の生活上のニーズにきめ細やかに対応する伴走型支援のような取り組みを含むものでなければならないが、伴走型支援を行うためには、対象者との間に一定の信頼関係が築かれていなければならない。現在おおむね65歳以上の高齢者と障がい者に限定されている地域生活定着促進事業の対象を、そのニーズを有するすべての犯罪者に拡大したうえで、刑の執行開始時ないし逮捕・勾留段階から、生活上のニーズに関するアセスメントを行い、支援が必要な者に対しては、その時点から継続的に面会や文通を通して信頼関係の構築を図ることが望ましい。地域生活定着促進事業や地域再犯防止推進モデル事業の法的位置づけを明確にするとともに、早期のアセスメントと、対象者との継続的な面会や文通等が可能になるような予算措置を講じるべきである。

#### （2）地域住民の継続的な関与を前提とした対策の重要性

地域社会における関係性の構築というプロセスを作り出していくサポートをわが国で伝統的に行ってきた制度こそ更生保護制度に他ならぬ。「関係性モデル」の観点からも、わが国の更生保護制度は積極的に評価することが可能であり、引き続き、保護司をはじめとする、地域住民の継続的な関与を前提とした対策を講じるべきである。

なお、今後は、様々な人々が交流することが可能な「プラットフォーム」として、大学も「関係性モデル」の担い手として積極的にその役割を果たしていくべきである。

#### （3）NPO 法人の法的位置づけの明確化と財政的支援の必要性

官僚制に関する古典的な議論からも明らかなように、「関係性モデル」に基づく施策を行う場合、行政にはそのためのシステムを構築することはできても、そのシステムを個々の対象者のニーズに合わせて個別的、継続的に実行していくことは難しい。そのような、行政だけでは不十分なところを補うことができるのが、NPO 法人をはじめとする民間団体である。「関係性モデル」に基づく施策を展開する際には、民間団体の存在はまさに「不可欠」なのであって、国や地方公共団体は、再犯防止推進計画等において、民間団体を対

等なパートナーとして位置づけるべきであり、可能であれば、再犯防止推進法上の法的根拠を与え、予算措置を講じることが望ましい。

以上の検討を経て、本稿は、NPO 法人のボランティアや、更生保護と地域生活定着促進事業の担い手を「関係性モデル」のプロフェッショナルとして位置づけるべきであると指摘した。特に、NPO 法人のような民間団体については、公共を担う条文上ないし規則上の責務がないにもかかわらず、そして、それゆに、国や行政からの十分な支援を受けることができていないにもかかわらず、熱心に再犯防止対策の担い手として尽力しているという点を見落としてはならないこと、伝統的な更生保護の担い手と同様に、彼らの活動にも専門的な評価を積極的に与えていくべきであることを強調した。

更生保護制度が保護司をはじめとする民間組織の力なくして存続し得ないのと同じように、再犯防止対策は、NPO 法人のスタッフのような民間のボランティアなくしては成立し得ない。そして、彼らの「善意」に甘えているだけでは、彼らの活動はいずれ破綻してしまうおそれがある。持続可能な再犯防止対策のシステムを構築するためにも、NPO 法人をはじめとする民間団体の活動を支援するための具体的施策を、国と地方公共団体は真剣に検討すべきであろう。

以上